

丸亀市企業立地促進奨励制度

本市の産業振興、雇用機会の拡大および人口減少の抑制を図るため、市内に工場等施設を設置しようとする企業に対して、下記のとおり奨励金を交付します。

工場・運輸施設・試験研究施設

要件	○土地を除く投下固定資産額 3千万円以上 ○新規常用雇用者数 2人以上
奨励内容	○土地を除く固定資産税の収納額に相当する額以内（当該施設設置に伴い新たに賦課された部分） ○新規常用雇用者における障害者のうち 法定雇用障害者数を超える人数 × 30万円 交付期間：3年以内 限度額：3年間で5億円

物流拠点施設

要件	○土地を除く投下固定資産額 1億円以上 ○新規常用雇用者数 2人以上
奨励内容	○土地を除く固定資産税の収納額に相当する額以内（当該施設設置に伴い新たに賦課された部分） ○新規常用雇用者における障害者のうち 法定雇用障害者数を超える人数 × 30万円 交付期間：3年以内 限度額：3年間で5億円

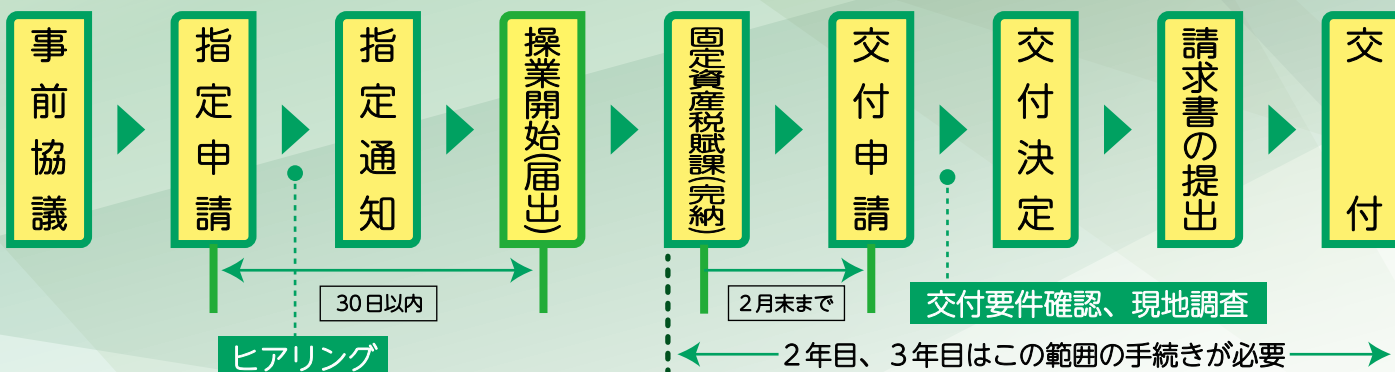
情報処理関連施設

要件	【ソフトウェアハウス、データセンターなど】 ○新規常用雇用者数 2人以上 【コールセンター】 ○新規常用雇用者数 10人以上
奨励内容	【共通項目】 ○土地を除く固定資産税の収納額に相当する額以内（当該施設設置に伴い新たに賦課された部分） ○新規常用雇用者における障害者のうち 法定雇用障害者数を超える人数 × 30万円 交付期間：3年以内 限度額：3年間で5億円 【コールセンターのみ追加奨励】 ○新規常用雇用者数 × 20万円（初年度のみ） ○新規短時間労働者数 × 10万円（初年度のみ） ○新規短時間労働者における障害者のうち法定雇用障害者数を超える人数 × 15万円

地方拠点強化施設（本社機能移転）

要件	○新規常用雇用者数 2人以上
奨励内容	○土地を除く固定資産税の収納額に相当する額以内（当該施設設置に伴い新たに賦課された部分） ○新たに本市に住民登録をする従業員の数 × 20万円（初年度のみ） ○新規常用雇用者における障害者のうち 法定雇用障害者数を超える人数 × 30万円 交付期間：3年以内 限度額：3年間で5億円

奨励金交付の流れ



〈 用語の説明 〉

◆ 投下固定資産額とは

当該工場等施設の設置に必要な地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産の取得価格をいいます。

- 土地の取得価格は含みません。
- 奨励対象は、操業開始の日前3年間に取得したものに限りです。

◆ 新規常用雇用者とは

当該工場等施設の設置に伴い新たに増加する従業員のうち、次の要件を全て満たすものをいいます。

- 雇用保険に加入していること
- 1週間の労働時間が30時間以上であること
- 丸亀市に住民登録していること

◆ 新規短時間労働者とは

当該工場等施設の設置に伴い新たに増加する従業員のうち、次の要件を全て満たすものをいいます。

- 雇用保険に加入していること
- 1週間の労働時間が20時間以上30時間未満であること
- 丸亀市に住民登録していること

◆ 障害者とは

障害者の雇用の促進等に関する法律第37条第2項に規定する対象障害者に該当するものをいいます。

◆ 法定雇用障害者数とは

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する法定雇用障害数をいいます。

◆ 操業開始日とは

当該工場等施設の設置を完了し、設置目的の事業を開始する日をいいます。

お問い合わせ先

丸亀市産業文化部産業観光課

丸亀市大手町2丁目4-21 TEL (0877) 24-8844 FAX (0877) 24-8863

sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp